

平成27年第2回甲賀広域行政組合議会臨時会 議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第5号	甲賀広域行政組合職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H27.6.25	原案可決
議案第6号	甲賀広域行政組合行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	H27.6.25	原案可決
議案第7号	財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）	H27.6.25	原案可決
議案第8号	財産の取得について（化学消防車）	H27.6.25	原案可決
議案第9号	甲賀広域行政組合監査委員の選任につき同意を求めることについて	H27.6.25	原案同意

議案第 5 号

甲賀広域行政組合職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

甲賀広域行政組合職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決
を求める。

平成27年6月25日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成27年6月25日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 辻 重治

提案理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の
施行により共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、「特定警察職員等」の定義を
定める法律が地方公務員等共済組合法から厚生年金保険法に変更されるため

甲賀広域行政組合職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合職員の再任用に関する条例（平成12年甲賀郡行政事務組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

議案第 6 号

甲賀広域行政組合行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成27年6月25日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成27年6月25日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 辻 重治

提案理由

競争に付して使用を許可する場合の使用料の額について定めるとともに、電気通信事業法施行令の改正に伴い参照している条が条ずれとなったことに対応するため

甲賀広域行政組合行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合行政財産使用料徴収条例(平成19年甲賀広域行政組合条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、競争に付して使用を許可する場合の使用料の額は、当該競争による額とする。

別表中「第5条」を「別表第1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号並びに甲賀広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成27年6月25日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中 嶋 武 嗣

平成27年6月25日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 辻 重 治

- 1 財産の名称、数量 水槽付消防ポンプ自動車 1台
- 2 購入予定価格 46,224,000円
(うち消費税 3,424,000円)
- 3 購入先 滋賀県東近江市沖野一丁目1番37号
株式会社斉藤ポンプ工業
代表取締役 斉藤 香一

議案第 8 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号並びに甲賀広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成27年6月25日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成27年6月25日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 辻 重治

- 1 財産の名称、数量 化学消防車 1台
- 2 購入予定価格 51,840,000円
(うち消費税 3,840,000円)
- 3 購入先 滋賀県東近江市沖野一丁目1番37号
株式会社斉藤ポンプ工業
代表取締役 斉藤 香一

